

公益財団法人佐賀県臓器バンク賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県臓器バンク（以下「財団」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに賛助会費について、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、この財団の目的に賛同し事業活動を積極的に支援する団体会員と個人会員とする。団体会員は、財団の趣旨に賛同する法人で営利を目的とする企業、自治体、公共団体、公益法人、NPO 法人等とする。

(入会)

第3条 賛助会員として、新たに入会しようとするものは所定の賛助会員入会申込書により理事長に届け出るものとする。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、毎年度7月末までに賛助会費を納入するものとする。ただし、新規加入の時は、賛助会員入会申込書を理事長に提出した後、すみやかに納入するものとする。

(1) 団体会員 一口の金額 20,000 円 口数 一口以上

(2) 個人会員 一口の金額 3,000 円 口数 一口以上

(会費の用途)

第5条 前条の賛助会費は、公益目的事業及び法人運営管理に使用するものとし、原則として賛助会費収入のうち30%を下回らない額を公益目的事業に使用するものとする。

(退会)

第6条 賛助会員は、所定の賛助会員退会届を提出し、任意に退会することができる。ただし、当該年度分の会費が未納の時は、これを納入しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月20日から施行する。